

2026年5月

## 教職員ハラスメント防止対策行動指針について

せとうち観光専門職短期大学  
学長 安村 克己

せとうち観光専門職短期大学は、ハラスメント行為を断じて許さず、すべての教職員および学生が相互に人格と多様性を尊重し合う、安全で快適な教育研究環境の実現に取り組んでいます。

特に、セクシュアルハラスメント（性差別や性的言動）をはじめとするあらゆるハラスメントは、個人の尊厳を著しく侵害する重大な人権問題であり、本学の教育理念および専門職教育の趣旨に反するものです。本学では、これらの行為に対して厳正に対処する方針であることを十分に理解し、ハラスメントを未然に防止する健全な組織風土の醸成に努めてください。

なお、本学では、以下のとおり「ハラスメント防止対策行動指針」を定めています。

すべての教職員は、ハラスメントの疑いを招くことのないよう、自らの言動に十分留意し、教育研究活動および学内外の実習・社会連携活動に取り組んでください。

### 【ハラスメント防止対策行動指針】

#### ○ 学外活動（宿泊を含む）における学生引率について

学生と学外での活動を行う際は、日帰り・近隣であっても学生と1対1の状況を避け、必ず複数の学生を同行させること。やむを得ず引率学生が1人となる場合は、事前に所属長の承認を得ること。

#### ○ 個人指導・個人面談の方法について

学生と個人指導、個人面談を研究室等の個室で行う場合は、必ず入口のドアを全開にし、外から見える状態で行うこと。また、外から見える状態での指導・面談ができない場合は、他の教員または事務局に個人指導を行う時間と場所を連絡すること。

#### ○ 学生アルバイトの雇用管理について

教職員が学生アルバイトを雇用する場合は、できる限り複数の学生を雇用し、特定の学生とだけ長時間、関わりをもつようなことがないようにすること。

○ **学生との学外での会食等について**

学生と学外で行動（学修指導、研究活動、施設見学、休暇、会食等すべての行動）する場合は、特定の学生のみを対象としないこと。

○ **休日・長期休業中の指導について**

休日および長期休業中に学生を指導する場合にも、授業期間中同様に、できる限り、学内で実施すること。その場合もできる限り、複数の学生を対象とすること。

○ **学生との距離感について**

学生に対しては適切な距離感を保ち、常に教育者としての自覚を持って接すること。「呼び捨て」「ちゃん付け」「あだ名」で呼ぶことを禁止とし、すべての学生を「〇〇さん」と呼ぶこと。

また、指導上必要な場合を除き、学生の身体に触れないこと。

○ **教員または学生が管理する Web サイト（または SNS）について**

授業やゼミ活動等で個人情報（特に写真）を学外に発信する場合は、大学広報課の管理する Web サイト（または SNS）に掲載し、教員または学生個人の管理する Web サイト（または SNS）に掲載しないこと。

以上